

ロシアの船員教育制度と海技資格制度

掲載誌・掲載年月：日本海事新聞 201602

日本海事センター企画研究部

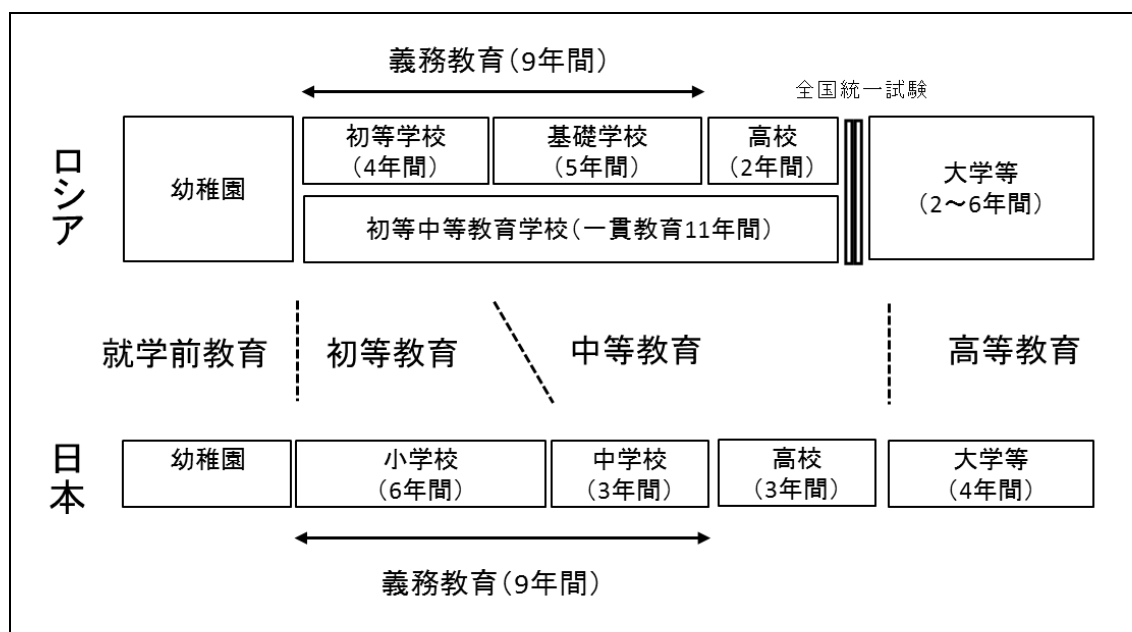
研究員 野村 撰雄

ロシア連邦の船員教育制度及び海技資格制度について、昨年11月に実施した現地調査等を踏まえて紹介する。

1. 学校教育制度(図1参照)

(1) 初等教育・中等教育

ロシア連邦(以下「ロシア」という。)では、6歳又は7歳(親権者の判断による。)から初等教育が始まり、4年間を初等学校(第1学年から第4学年)で学ぶ。中等教育は7年間で、そのうち5年間(第5学年から第9学年)を基礎学校で、残り2年間(第10学年から第11学年。後期中等普通教育と呼ばれる。)を高校で学ぶ。初等中等教育学校(初等教育及び中等教育の11年制一貫校)や、職業技術学校(中等教育として2年制又は3年制)及びギムナジウム(高等教育への進学校)なども設置されている。なお、義務教育は、初等教育及び中等教育の一部の9年間(第1学年から第9学年。基礎普通教育と呼ばれる。)である。



【図1:ロシアの学校教育概観】

(現地ヒアリング等に基づき筆者作成)

(2) 高等教育

高等教育は、連邦大学、国立大学、アカデミー、インスティテュートなどの名称を持つ高等教育機関で行われている。

高等教育課程は、専門によって2年制ないし6年制である。いわゆる学士課程に相当する課程は、以前は5年制が標準であったが、欧州における高等教育改革「ボローニャ・プロセス」に倣って2007年以降は4年制を標準としており、その修了者は学士号を取得する。5年制又は6年制の課程を修了した者は、専門士号を取得する。専門士号は、学士号より格上であるため、修士課程を経ずに博士課程に進学することが可能である。毎年の学期は、通常9月又は10月に始まり、5月又は6月に終わる。

(3) 入学試験

学士号又は専門士号を取得する課程への入学試験として、全国共通の問題で行われる全国統一試験(USE)が毎年5月又は6月に実施されている。全国統一試験は、国立の各教育機関独自の入学試験に代わるものとして2001年に部分的に導入され、2009年より全面的に実施されている。受験生は、ロシア語及び数学の2科目を必須として、必要に応じてさらに所定の科目(外国語(英語、ドイツ語、フランス語、スペイン語))、物理、化学、生物、地理、文学、歴史、社会、コンピューター科学)から2科目を選択・受験することができる。各教育機関は、志願者に対して受験すべき科目を指定し、当該科目の試験結果と、中等教育における成績などを加味して入学審査を行う。

2. 船員教育制度

(1) 船員教育機関

ロシアにおける船員教育は、伝統的に海上航行船舶、河川航行船舶、漁業船舶及び海軍艦隊という4つに分かれてそれぞれ発展してきており、海上航行船舶の船員(外航船員)のための教育は、今では高等教育機関3校(在ウラジオストクのGIネヴェルスコイ提督国立海事大学(以下、同校の通称に倣って単に「国立海事大学」という。)、在ノヴォロシスクのウシャコフ提督国立海事大学、在サンクトペテルブルクのカロフ提督海事大学)及び中等教育機関8校(ウラジオストク、サンクトペテルブルク、ムールマンスク、ロストフ・ナ・ドヌ、アルハンゲリスク、アストラハン、サラトフ、ニジニ・ノヴゴロドの8地域に所在)の計11校で行われている。

これら船員教育機関は、学校教育機関として教育科学省の監督を受けるとともに、船員教育機関として運輸省の監督下にある。その教育内容は、IMOモデルコースに準拠しており、STCW条約の要求水準を満たしていることについて運輸省の承認を受けている。

上記3校の高等教育機関における船舶職員養成課程は、いずれも5年制の専門士課程として設置されている。これは、ロシアの船員教育界では、職員養成のための船員教育は4年制の学士課程では十分ではないとの認識に基づくという。

(2) 国立海事大学

当方の調査に協力頂いた国立海事大学についてみると、同大学は1890年に設置された海事学級

を母体とし、2001年に現在の名称・組織となるまで数度の名称変更及び組織改編を行ってきた。

国立海事大学の船舶職員養成課程には、航海科及び機関科があり、定員は決められていないが、教室及び学生寮の収容能力からすれば一学年各科 150 名程度が上限と考えられている。実際の入学者数は、大統領、運輸省、州知事、市長からの補助金による奨学生(学費、寮費、食費、制服費などが無料となる。)の枠数によって毎年変動する。

同大学の船舶職員養成課程には、目下、1年次 274 名(航海科 139 名、機関科 135 名)、2年次 204 名(98 名、106 名)、3年次 194 名(110 名、84 名)、4年次 237 名(116 名、121 名)、5年次 135 名(82 名、53 名)が在籍している(調査時点)。

(3)乗船実習ほか

同大学は、国営企業(ロスモルポルト社)が運航・管理する帆船「NADEZHDA」(乗船実習生定員 143 名)及び汽船「Professor Khlyustin」(同 126 名)に教官を派遣して、学生の乗船実習を行っている。航海科の場合には、基本的に帆船において 1 年次に 8 週間及び 3 年次に 9 週間のほか、一般商船において 2 年次に 10 週間、4 年次に 7 週間及び 5 年次に 18 週間の乗船実習を受けることが課程に組み込まれている。機関科の場合には、汽船において 1 年次に 9 週間、一般商船において 2 年次に 8 週間、3 年次に 18 週間及び 5 年次に 17 週間の乗船実習があり、さらに、造船所実習(1 年次に 8 週間)も用意されている。

同大学では、自動衝突予防援助装置(ARPA)、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度(GMDSS)、電子海図表示情報システム(ECDIS)、並びに STCW 条約第 6 章に規定される基本訓練に関する訓練コースなど、IMO のモデルコースに準拠した訓練コースを設置しており、すべて STCW 条約の要件を満たすものとして当局の承認を得ている。したがって、同大学の学生は卒業までに海技資格の取得に必要なすべての訓練を修了することができる。

3. 海技資格制度

(1)海技資格の所管・種類

海技資格制度は、運輸省管轄下の海・河川運輸庁が所管しており、海技試験は、港長が海技試験委員会を運営して実施している。海技試験委員は、船長又は機関長として 3 年以上の乗船経験を有する行政官、有識者、実務者などの中から港長によって指名される。海技試験を実施し、海技資格を発給することが認められている港長舎は、ウラジオストクを含め全国に 13 か所ある。受験希望者は、これら港長舎に船員教育機関の卒業証明書や乗船実習等の訓練修了証明書などを提出して、受験を申請する。基本的に毎日受験することが可能であり、申請日から 10 営業日以内の受験が確保されている。試験方法には、口述試験、筆記試験及びコンピューター利用試験がある。なお、国立海事大学の学生は、卒業後 1 年以内は港長舎での海技試験の受験が免除されているため、同大学の卒業証明書などの必要書類を港長に提出することで海技資格の発給を受けることができる。

ロシアの外航に関する海技資格には、航海当直職員、一等航海士、船長(以上、甲板部)、機関当直職員、一等機関士、機関長、電気技師、一等電気技師、リーファー機関士(以上、機関部)がある。

各資格には、STCW 条約に則った種別(例えば船長資格について、「3,000GT 以上の船舶の船長」、「3,000GT 未満の船舶の船長」、「沿岸航海に従事する総トン数 500 トン未満の船舶の船長」など)がある。また、いずれの資格についても 5 年ごとに所定の更新講習を受講することが義務づけられている。

(2) 甲板部

甲板部の最初の職員資格は、航海当直職員資格である。その資格試験を受験するには、当局によって承認された船員教育課程(中等教育又は高等教育)を修了し学位を得ていること、少なくとも 12 か月の乗船履歴(そのうち少なくとも 6 か月は、500GT 以上の自航式船舶において船長等の監督下で航海当直を補助する実習生又は見習いであること。)を有すること、GMDSS 資格を有すること、いわゆる基本訓練(STCW 条約第 6 章関連)や ARPA 訓練、ECDIS 訓練を修了していることが必要である(ARPA 訓練や ECDIS 訓練を未了の場合には、その旨の限定付き資格が発給される。)。航海当直職員資格の試験は、航海術、荷役・積付け、船舶運航管理・船内者の保護、無線通信の 4 科目について口述で行われる。

より上位の資格試験に臨むに際しては、専門士の学位、所定の乗船履歴のみにならず、国立海事大学など教育機関が提供する専用の訓練コース(「一等航海士のための訓練コース」及び「船長のための訓練コース」)を受講することが義務づけられている点が特徴的である(図 2 参照)。

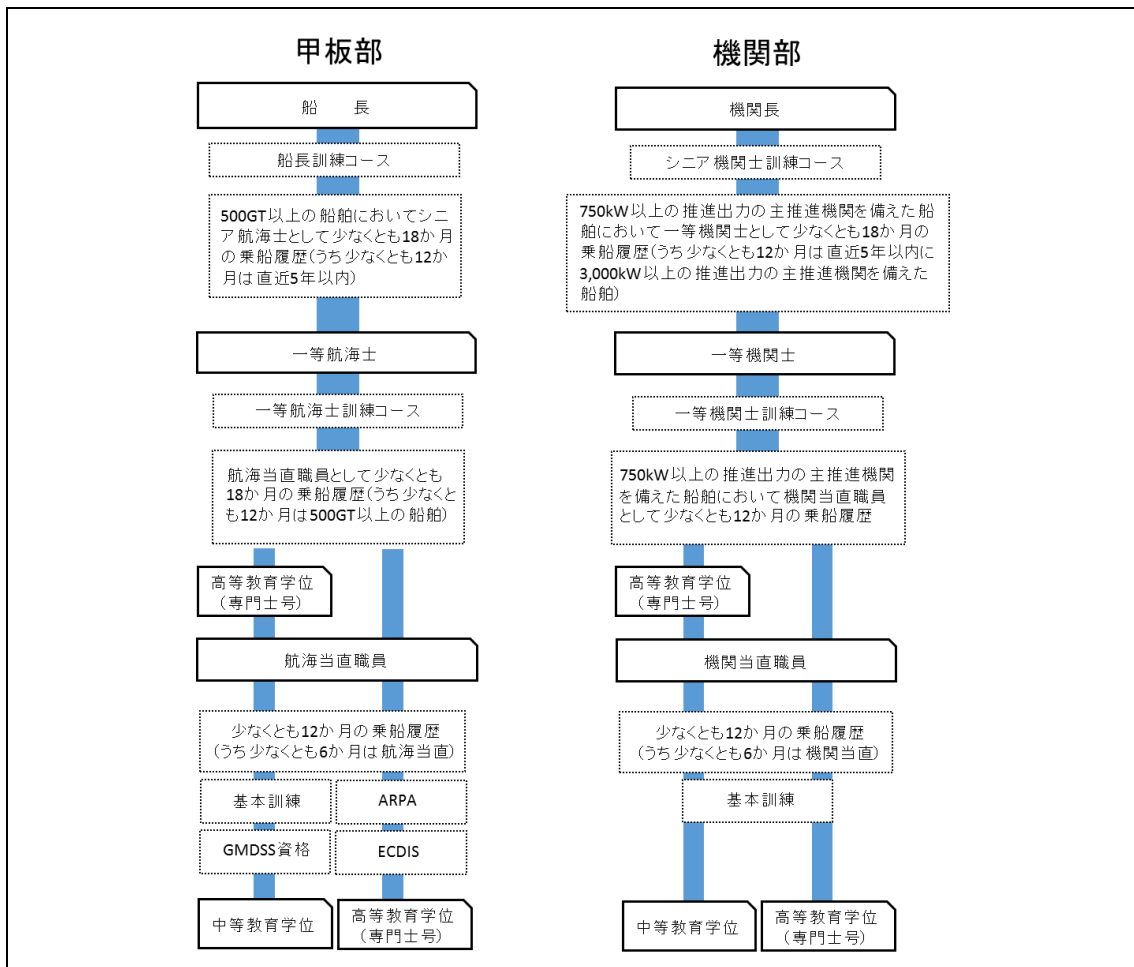
(3) 機関部

機関部の最初の職員資格は、機関部当直資格である。その資格試験を受験するには、航海当直資格試験と同様に、当局によって承認された船員教育課程(中等教育又は高等教育)を修了し学位を得ていること、少なくとも 12 か月の乗船履歴(そのうち少なくとも 6 か月は、750kW 以上の推進出力の主推進機関を備えた船舶において機関長等の監督下で機関当直に就く実習生又は見習いであること。)を有すること、いわゆる基本訓練を修了していることが必要である。機関当直職員資格の試験は、船舶運航管理・船内者の保護、船用機関技術、電気・電子・制御工学、保守・修理の 4 科目について口述で行われる。

より上位の資格試験に臨む際には、甲板部と同様に、専門士の学位や所定の乗船履歴に加えて専用の訓練コース(「一等機関士のための訓練コース」及び「機関長のための訓練コース」)を予め受講しなければならない。

(4) 諸外国との承認取極め

国立海事大学の担当者によれば、ロシアは、海技資格を相互に承認する取極めをウクライナとの間で、また、ロシアの海技資格を承認する取極めをデンマークなど欧州諸国含め 19 か国との間で締結しているとのことであった。手元の情報とは相違があるため、確認が取れ次第、改めて報告したい。



【図 2: ロシアの基本的な海技資格の取得経路】

(現地ヒアリング等に基づき筆者作成。ここでは甲板部は「3,000GT 以上の船舶」、機関部は「3,000kW 以上の推進出力の主推進機関を備えた船舶」にかかる各資格についてのみ掲載。)